

『5t未満クレーン運転業務に係る特別教育』のご案内

(公社) 京都労働基準協会 福知山支部

労働安全衛生法では、事業主は、(1)吊り上げ荷重が5トン未満のクレーン(移動式クレーンを除く)
(2)吊り上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転の業務に労働者を就かせるときは特別教育を行わなければならないと定めています。

当支部におきまして、今回事業者者に代わり、下記のとおり標題の特別教育を実施しますので、この機会に是非受講されますよう御案内申し上げます。

記

■講習日時

学科講習 令和7年 9月17日(水) 8:20~18:40 受付 8:05~
実技講習 令和7年 9月21日(日) 8:00~12:15 又は 13:00~17:15

※実技時間は、午前または午後のどちらかになります。

※天候等により日程を変更する場合があります。

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了証を交付できません。

■講習場所

学科講習 福知山市企業交流プラザ (福知山市長田野町3丁目1-1 TEL 0773-27-2002)
実技講習 (株)神内電機製作所綾部工場 (綾部市高津町遠所1番地 TEL 0773-42-1270)

■受講資格

満18才以上の方

■申込開始日時

令和7年 8月 7日(木) AM10時~

■受講料

会 員 13,200円 【12,000+消費税10%】
会員外 15,400円 【14,000+消費税10%】

■テキスト代

1,705円 【1,550+消費税10%】「クレーンの運転」

■定 員

80名(定員になり次第締め切ります。)

■申 込 方 法

京都労働基準協会福知山支部ホームページの「WEB予約」よりお申し込みください。
<https://www.fukuchiyama-rouki.jp/>



- (注) ・8月からホームページがリニューアルし予約方法が新システムに変わります。
・予約方法は8月以降、ホームページのWEB申込手順をご覧ください。
・多くの事業場様に受講していただくために、上限を5名様とさせていただきます。
・定員に達した場合、キャンセル待ちは受付できませんのでご了承ください。

※振込手数料は貴事業場にてご負担願います。

※お支払い後、受講料等のご返還は出来ませんのでご了承ください。

■申込み・問合せ先

(公社) 京都労働基準協会 福知山支部
〒620-0054 福知山市末広町2丁目9番地 交友会館3階
TEL 0773-23-8275 FAX 0773-23-0009
土・日・祝日を除く9:00~16:00まで

■そ の 他

- ・実技の日には作業服、安全靴、ヘルメット、手袋を着用してください。
- ・実技終了後修了証を交付します。

参考

「床上で操作し、かつ、運転をする者が荷の移動とともに移動する5トン以上のクレーン」及び「1トン以上5トン未満の移動式クレーン」の運転には、それぞれの技能講習の修了、又は免許の取得が必要です。また、「5トン以上のクレーン」及び「5トン以上の移動式クレーン」の運転には免許が必要です。